平成２６年（フ）第４６８号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目８番７号
債務者　青山有美子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９８号
北九州市小倉南区大字貫1715番地１
債務者　桑原かおり
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今里　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８８号
北九州市門司区原町別院３番15―503号
債務者　能方　千草
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６２号
北海道恵庭市住吉町３丁目１番２―103号
債務者　工藤　憲一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５３号
札幌市豊平区美園２条５丁目４番13号　シャーメゾンリブレ美園102号
債務者　内山　宗久
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
山形県西村山郡河北町谷地ひな市２丁目８番地の５、前住所新潟市中央区高志２丁目17番14号
債務者　宇佐美　弘
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
長野県松本市寿北５丁目３番３号　リンピア2000寿―203
債務者　上條　哲孝
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小岩井弘道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3500番地１中西貸家Ｄ
債務者　福山亜由美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉谷　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第３０号
中華人民共和国遼寧省大連市沙河口区黒石礁街40号66号楼１単元３―２、住民票上の住所長野県上水内郡信濃町大字野尻479番地
債務者　ハミルトン　ダニエル　アラン（ＨＡＭＩＬＴＯＮ　ＤＡＮＩＥＬ　ＡＬＡＮ）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１０号
宮城県岩沼市中央２丁目４番１―203号
債務者　森島　晴二
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
茨城県水戸市けやき台１丁目102番地、申立時の住所茨城県水戸市見川１丁目1157番地の１　パークヒルズマルキ１・201号
債務者　青木　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
茨城県高萩市大字高戸200番地　井坂アパート307
債務者　佐藤　幸雄
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３３号
新潟市中央区堀之内南１丁目12番７号　三和荘１号
債務者　白崎　一勇
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
新潟市南区鰺潟638番地の９
債務者　高橋　郁夫
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号
新潟市南区大別當947番地５
債務者　渡邊喜枝子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
新潟市西区寺地640番地10
債務者　鍵谷　泰秀
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部